



定 款



一般社団法人日本パラオ青少年セーリングクラブ
(Japan and Palau Youth Sailing Club)

一般社団法人日本パラオ青少年セーリングクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本パラオ青少年セーリングクラブ(以下「当クラブ」という)と称する。尚、英文では Japan and Palau Youth Sailing Club と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当クラブは、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 当クラブは、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当クラブは、海で結ばれている日本とパラオ共和国両国の青少年に対してセーリングを基軸とし海洋文化の普及に関する活動(事業)を行うことにより日本とパラオ共和国の親善と友好の絆をより強固とすることを目的とする。

(事業)

第4条 当クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)セーリングディンギーの寄贈・普及事業
- (2)セーリングディンギーのレースの企画・主催事業
- (3)セーリングディンギーの整備・維持の事業
- (4)セーリングディンギーの普及教育活動を目的とする指導員の育成及び派遣の事業
- (5)海洋環境に関する調査・研究・普及の事業
- (6)物品及びソフトウェア等の企画・開発・製造・販売並びにサービス提供の事業
- (7)その他、当クラブの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 当クラブの会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 当クラブの目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 当クラブの事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 当クラブに功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、第17条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)当クラブの名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
- (2)退会したとき、又は除名されたとき。
- (3)総正会員が同意したとき。
- (4)当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当クラブに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当クラブは、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1)入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2)会員の除名
- (3)理事及び監事の選任又は解任
- (4)理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6)定款の変更
- (7)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8)解散及び残余財産の処分
- (9)合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10)理事会において社員総会に付議した事項
- (11)前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第14条 当クラブの社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

2 社員総会の開催は「集会」「Web 会議」「集会/Web 併用」何れかの方法での開催とする。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当クラブに提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第21条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員等

(役員を設置等)

第22条 当クラブに、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上10名以内

(2)監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とすることができる。
- 3 理事のうち、1名を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当クラブ又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当クラブを代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、当クラブの業務を執行する。
- 5 常務理事は、当クラブの業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当クラブの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の

職務執行の対価として当クラブから受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当クラブの事業の部類に属する取引
 - (2)自己又は第三者のためにする当クラブとの取引
 - (3)当クラブがその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当クラブとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第42条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除)

第30条 当クラブは、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第31条 当クラブに、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第32条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 当クラブに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)社員総会の開催の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2)規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3)前各号に定めるもののほか当クラブの業務執行の決定
- (4)理事の職務の執行の監督
- (5)会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当クラブの業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6)第30条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて会長に招集を請求したとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

4 理事会の開催は「集会」「Web 会議」「集会/Web 併用」何れかの方法での開催とする

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しななければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 「Web 会議」「集会/Web 併用」の場合の議決は参加者全員の意思が確認できる方法を持って決議することとする。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第43条 当クラブは、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第44条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第45条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第46条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第47条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 会計

(事業年度)

第48条 当クラブの事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 当クラブの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
- 3 当クラブが公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第50条 当クラブの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当クラブが公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 当クラブは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第53条 当クラブが清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当クラブは、剰余金の分配を行わない。

第10章 委員会

(委員会)

第54条 当クラブの事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第55条 当クラブの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を必要に応じて置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 当クラブは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第57条 当クラブは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

(公告)

第58条 当クラブの公告の方法は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 附 則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、当クラブの運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第60条 当クラブは、当クラブに財産の贈与若しくは遺贈をする者、当クラブの役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第61条 当クラブの設立初年度の事業年度は、当クラブの成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時役員等)

第62条 当クラブの設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	藤木 幸太	貝道 和昭	鈴木 和宏	新田 肇
	松尾 晋	浪川 宏	安藤 健	榛葉 克也
	岩堀 恭一			
設立時代表理事	藤木 幸太			
設立時監事	富岡 一郎			

(設立時社員の氏名及び住所)

第63条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	藤木 幸太	神奈川県横浜市中区滝之上150番地23
	貝道 和昭	神奈川県横浜市金沢区東朝比奈二丁目42番18号
	鈴木 和宏	神奈川県横浜市磯子区洋光台四丁目38番27号
	新田 肇	神奈川県三浦市白石町20番13号
	松尾 晋	神奈川県横浜市中区本牧緑ヶ丘87番地コリナベルデ206号
	浪川 宏	神奈川県鎌倉市雪ノ下五丁目4番9号
	富岡 一郎	神奈川県横浜市戸塚区平戸町209番地7 平戸町ハイツ205号
	安藤 健	東京都世田谷区玉堤1丁目24番9-502号
	榛葉 克也	東京都杉並区阿佐谷北5丁目48番12号
	岩堀 恭一	神奈川県逗子市沼間2丁目7番14号

(法令の準拠)

第64条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本パラオ青少年セーリングクラブを設立のため、設立時社員兼設立時社員 藤木幸太、同 貝道 和昭、同 鈴木 和宏、同 松尾 晋、同 浪川 宏、同 富岡 一郎、同 安藤 健、同 榛葉 克也 及び同 岩堀 恭一の定款作成代理人 新田 肇は、本定款を作成し、記名押印する。

令和 3年11月20日

設立時社員兼設立時社員 藤木 幸太、同 貝道 和昭、同 鈴木 和宏、同 松尾 晋、同 浪川 宏、同 富岡 一郎、同 安藤 健、同 榛葉 克也 及び 同 岩堀 恭一の定款作成

代理人 新田 肇



令和3年登簿第197号

定款認証書

嘱託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が藤木幸太、貝道和昭及び新田肇である旨並びに同人らが暴力団員等でない旨を申告した。

嘱託人は、本職の面前で、自己の記名押印を自認する旨を陳述した。 _____

よって、この定款を認証する。 _____

令和3年11月30日

神奈川県横須賀市日の出町1丁目7番地16

横浜地方法務局所属

公証人

打巻 幸太



公証人役場